

## 公認ボートコース認定手続きのフロー

国民体育大会や高校総体の都道府県予選会と全日本級大会に使用するボートコースは、競漕の公正と安全を期するため、(社)日本ボート協会のコース規格規定に定める基準に照らし必要な等級が認定され、その有効期間内にあるコースでなければなりません。  
このフローと合わせて(社)日本ボート協会の公認コース認定規定を参照下さい。  
普及目的のコースであるF級コースについてもこの手続きを援用しますが、個別の状況に応じ事前視察等を省略することが出来るので、(社)日本ボート協会・事務局に相談して下さい。

### 1. コース設営計画策定と認定申請事前準備

- ・地方協会は管理者(県・市・町等)とコース設営の為の場所、予算等を調整
- ・ボートコースを作ろうとする場所の測量と水域の流速・水深の測定
- ・コース規格に則してコース施設基本計画を検討し、基本仕様・図面等を作成

### 2. 事前視察依頼手続き

日本ボート協会コース認定委員会に対し地方協会長から認定事前の現地視察を依頼  
別紙1「公認ボートコース認定の為の事前視察依頼書」

### 3. コース認定委員会による現地視察とコース施設基本計画について評価、助言

### 4. コース施設の製作と設置 (仮設で対応する施設の設置は大会開催時で良い)

### 5. 認定申請書の提出

日本ボート協会に所属ブロック長経由で認定を申請(現地での認定審査依頼)  
別紙2「公認ボートコース認定申請書」

### 6. 日本ボート協会による審査と認定

- ・コース認定委員会が現地での認定審査を実施(水深・流速、施設、用具等の確認)
- ・コース認定委員会から認定審査結果を日本ボート協会理事会に付議
- ・日本ボート協会は理事会で承認された審査結果をブロック長経由で申請協会長宛てに通知し併せて認定証を交付
- ・理事会で承認された審査結果は月刊ローイングで公表

### 7. 認定有効期間と更新

- ・認定されたコースの有効期間は、認定の日から5年間  
注) 有効期間内であっても地形・環境に重大な変化が生じた場合や、国体等の重要な大会開催が決り施設の重要な変更が予見される場合は、時期を失することなくコース認定委員会に報告し、コース認定委員会は再審査の可否を含め理事会に諮り必要な措置を講じなければならない
- ・更新の場合は認定の月から5年を経過しようとする月の2ヶ月前までに認定申請  
注) 地形・環境変化及び施設の経年劣化等が少なくない場合は上記2.事前視察と上記5.認定審査視察の2段階を取ることがある(その判断はコース認定委員会が地方協会と協議の上行う)

更新の場合

以上